

1 構造設備（条例別表第2）

- (1) 浴室には、浴槽又は湯及び水が出るシャワーを設けること。
- (2) 蒸気等の温度を明示するための温度計を入浴者の見やすい場所に設けること。
- (3) 別表第1の1の(1)から(3)まで、(6)から(11)まで、(13)及び(14)に掲げる基準に適合すること。

【別表第1】

- (1) 入浴施設内の換気、採光及び照明を十分に行うことができる構造又は設備を有すること。
- (2) 入浴者の衣類、下足その他携帯品を各人ごとに保管することができる設備を設けること。
- (3) 脱衣室、浴室及び屋外の浴槽は、男女を区別し、その境界には隔壁を設けて、相互に、かつ、外部から見通すことのできない構造であること。
- (6) 洗い場及びその排水溝は、汚水を滞留させない構造であること。
- (7) ろ過器を設置して浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）を循環させる場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、当該ろ過器を使用する浴槽の容量以上であること。
 - イ ろ過器は、逆洗浄その他の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であること。
 - ウ ろ過器の前に集毛器を設けること。
 - エ 浴槽における原湯（浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）及び原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）の注入口は、循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
 - オ 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。
 - カ 浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設けること。
- (8) 回収槽（浴槽からあふれた湯水を貯留する槽をいう。以下同じ。）を設置する場合にあっては、回収槽内の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、回収槽の位置又は構造が内部の清掃を容易に行えるものとなっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水を消毒することができる設備が備えられている場合は、この限りでない。
- (9) 打たせ湯又はシャワーを設置する場合にあっては、原湯又は原水のみを用いる構造であること。
- (10) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる装置（以下「気泡発生装置等」という。）を備える場合にあっては、空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。
- (11) 屋外に浴槽を設置する場合にあっては、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しない構造であること。
- (13) 脱衣室又は浴室の入浴者の利用しやすい場所に飲料水を供給する設備を設けること。
- (14) 入浴者用便所は、男女それぞれの脱衣室等入浴者の利用しやすい場所にそれぞれ設け、流水式手洗い設備を備えること。